

2025年度 野球規則改正の要点解説

日本高等学校野球連盟
審判規則委員会

(1) 2.01の最終段落の後段と【注】を次のように改める。

ただし、以下の場合を除く。

- (a) 内野の境目となるグラスラインは、投手板の中心から半径95呎(28.955^{メートル})の距離とし、前後各1呎については許容される。しかし、投手板の中心から94呎(28.651^{メートル})未満や96呎(29.26^{メートル})を超える箇所があってはならない。
- (b) 本塁一塁間のベースラインに沿ったフェアテリトリの内野のグラスライン(芝生の線)はベースラインから18^{インチ}(45.7^{センチ})以上、24^{インチ}(61.0^{センチ})以下でなければならない。

【注】 我が国では、本項(a)および(b)については、適用しない。

競技場の区画として、グラスライン(芝生の線)の規定内容が昨年に続いて、さらに追加されました。従来の規定内容が(a)項となり、(b)項として従来のスリーフットレーンに加え、本塁一塁間のベースラインに沿ったフェア地域内のグラスライン(芝生と土の境目または色の異なった人工芝の境目)までが打者走者の適正な走路として認められ、ベースラインから18インチ～24インチの幅と示されています。おそらく、改正項目(5)の規則5.09(a)(11)『打者走者に対する、本塁一塁間の後半の走路』に関する改正の基準となる位置範囲を明らかにしたものと考えられます。

しかしながら、日本の国内で使用する球場やグラウンドは様々であり、この基準(ライン)を示すことは困難であることから、規則としては適用しないことになります。また本書の巻頭「野球競技場区画線(1)」においても現行の表記のままとなります。

(2) 3.01【軟式注】のH号の反発「50^{センチ}～70^{センチ}」を「70^{センチ}～90^{センチ}」に改める。

全日本軟式野球連盟で使用されている公認球のうち、準硬式の公式大会で使用するボールの「反発」に関する許容範囲が改正されました。

(3) 3.08(b)を削除し、従来の(c)以下を繰り上げる。また同(c)【注】を削除し、末尾に【3.08注】を追加する。

【3.08注】 アマチュア野球では、所属する団体の規定に従う。

(4) 5.04 (b) を次のように改める。

① (2)【原注】の最終段落を削除する。

② (4)(A) 最終段落の「マイナーリーグでは、」以下を削除する。

規則3.08 (b)、規則5.04 (b)については、今回の公認野球規則の改正で「マイナーリーグ」に関する内容の記述を削除したものです。さらに規則3.08 (c)に付されていた【注】(アマチュア野球では、所属する団体の規定に従う。)については、規則3.08 (ヘルメットに関する規定)の内容全体にかかるものとして、本条の末尾に移動となりました。

(5) 5.09 (a) (11)【原注】の後段に次を加え、【注】を追加する。

審判員は、(A) 打者走者が本塁一塁間の後半に達した際、もしくは(B) 野手が一塁への送球にあたりボールをリリースした際のいずれか遅いときに、打者走者の両足がスリーフットレーン内もしくはスリーフットライン上にあった場合、打者走者は5.09 (a) (11)に従ったと判断する。

【注】 我が国では、本項〔原注〕後段については、適用しない。

【原注】の後段として、本規則の適用における『一塁に対する守備が行なわれているとき』のタイミングについて明文化され、『打者走者が本塁一塁間の後半に達したとき』と『野手が一塁への送球にあたってボールをリリースしたとき』のどちらか遅いときという記述が追加されました。これについては、適用の判断基準であることから、このまま記述することになりましたが、規則5.09 (a) (11)に関するプレイングルール改正の適用はしないことから、従来通りの解釈となります。

(6) 5.10 (g) を次のように改める。

最小限必要とする打者への投球

(1) 先発投手または救援投手は、打者がアウトになるか、一塁に達するかして、登板したときの打者（またはその代打者）から連続して最低3人の打者に投球するか、あるいは攻守交代になるまで、投球する義務がある。

ただし、その投手が負傷または病気のために、それ以後投手としての競技続行が不可能になったと球審が認めた場合を除く。

【注】 本項前段については、我が国では適用せずに以下のとおりとする。

救援投手は、そのときの打者（またはその代打者）がアウトになるか一塁に達するか、あるいは攻守交代になるまで、投球する義務がある。先発投手については5.10 (f)参照。

(2) イニングの初めに準備投球を行なった投手は、少なくともそのとき

の第1打者（またはその代打者）がアウトになるか一塁に達するまで投球する義務がある。

ただし、その投手が負傷または病気のために、それ以後投手としての競技続行が不可能になったと球審が認めた場合を除く。

この規則 5. 10 (g) は救援投手の投球義務について記述していましたが、今回の改正は上記 (1) 項として、規則 5. 10 (g) (1) は救援投手に限らず、先発投手も3人の打者に対して投球する義務があるということになります。ここで規則 5. 10 (f) との矛盾が指摘されますが、これについて日本野球規則委員会が、MLBの規則委員会に確認をしたところ、この 5. 10 (f) という規則は形骸化されているとの回答により、規則 5. 10 (g) (1) が適用されているようです。

しかし、(1) 項の後述に【注】で示したとおり、我が国では先発投手および救援投手いずれにおいても従来通りとして「そのときの打者（またはその代打者）がアウトになるか一塁に達するか、あるいは攻守交代まで」投球する義務があることに変わりはありません。

またさらに (2) 項として、イニングの初めに準備投球を行なった投手についても、そのときの第1打者（またはその代打者）に対して少なくとも投球して打撃を完了する義務が課せられることになりました。規則 5. 10 (i) 記載のとおり、すでに出場している投手がファウルラインを越えて投手板に向かえば、そのときの第1打者に対して投球を完了する義務があるわけですが、第1打者に代打者が送られた場合は、その打者に対して投球を完了する義務はなく、交代しても問題ないことになっています。これが今回の改正により、たとえ代打者が送られたとしても、投手が準備投球を開始してしまえば、その代打者に対しても投球義務を果たさなければなりません。

しかし、代打者が送られない通常のケースであれば、規則 5. 10 (i) のとおり、ファウルラインを越えた時点でその投手は第1打者の投球義務が必要であることや第1打者が代打者の際に投手がファウルラインを越えたとしても、準備投球を開始する前であれば、その投手の交代は認められることに変わりはありません。

(7) 5. 10 (m) の最初の段落を削除し、(1) を次のように改める。(下線部を改正)

投手交代を伴わないでマウンドに行くことは、9 イニングにつき1チームあたり 4 回に限られる。延長回については、1 イニングにつき1回、マウンドに行くことができる。

マウンドに行くことができる回数の制限が改正され、9 イニングで4回までとしたものです。しかし、本項は末尾に【注】で記載されているとおり、我が国では所属する団体の規定に従うこととなりますので、高校野球での取り扱いに変更はありません。

(8) 6. 02 (d) ペナルティ (1) の「マイナーリーグでは、自動的に10試合の出場停止となる。」を削除する。

こちらについても、上記（３）および（４）の改正項目と同様に、規則 6. 0 2（d）の投手の禁止事項に対するペナルティの中で記載されているうち、「マイナーリーグ」に関する内容の記述を削除したものです。

（９） 7. 0 1（a）（２）を次のように改め（下線部を追加）、【例外】を削除する。

球審もしくはリーグ事務局がコールドゲームを宣告した場合。

試合を途中で打ち切る際、試合を担当する球審のみに権限が与えられていましたが、リーグ事務局にもその権限が与えられることになりました。7. 0 1（c）にも明記されたように、球審だけでは判断できない事象もあることを受けて、リーグ事務局にもその権限が加えられたものであると考えられます。また、本書の巻頭「正式試合」の表記も同様に追加することになります。

また【例外】として、マイナーリーグで実施されるダブルヘッダー時の正式試合となる回数を定める規定であり、改正項目（３）、（４）および（８）と同様これらの記述を削除したものです。

（１０） 7. 0 1（c）を次のように改め、【注】を追加する。

球審もしくはリーグ事務局は、天候、フィールドまたは球場のコンディション、設備（開閉式屋根、防水シートなど）の故障または意図しない操作ミス、大気の状態、外出禁止令、電気または照明の喪失、地域や国家の緊急事態、災害や政府の規制、暗闇、ファンおよび選手を含むチーム関係者と球場職員の健康と安全、または試合の安全な実施と継続を妨げる異常事態のために、試合を延期または中止することができる。

【注】 我が国では、所属する団体の規定に従う。

予定されていた試合が実施できない事由項目が新たに追加、明記されました。これらの内容は従来一部、規則 7. 0 2（a）で示されていましたが、今回の改正を受けて、正式試合の項目に移動となりました。本項は末尾に【注】で記載されているとおり、我が国では所属する団体の規定に従うことになります。

（１１） 従来の 7. 0 1（c）と（d）を統合し、同（d）として次のように改める。

① 冒頭部分を次のように改める。

コールドゲームが次に該当する場合、正式試合となる。

② 末尾に次を加え、【注 1】、【注 2】を追加する。

コールドゲームとなった正式試合の得点はゲームが宣告された時点での得点となる。

上記にかかわらず、両チームの得点が等しいままコールドゲームが宣告された場合、またはイニングの途中で、そのイニングが終了する前にコールドゲームが宣告された場合であって、ビジティングチームが同点またはリード

するために1点またはそれ以上の得点をして、ホームチームがリードを奪い返していない場合、通常であれば正式試合となるコールドゲームは、以下の7.02に適用されるサスペンデッドゲームとして扱われる。

リーグ事務局はまた、試合を打ち切らなければならない状況が非常に特殊または異常であれば、公正を期すためにその試合をサスペンデッドゲームとして扱うか、別の方法で扱う必要があるかを判断することができる。

【注1】 我が国では、正式試合となる前に、球審もしくはリーグ事務局が試合の打ち切りを命じた場合には、「ノーゲーム」を宣告することができる。

【注2】 我が国では、所属する団体の規定に従う。

従来の規則7.01(c)「試合途中で打ち切られた際に正式試合となるケース」および、規則7.01(d)「正式試合の状況で両チームの得点が等しいまま打ち切られたケース」について、本項として1つ統合されました。ただし、本項で示された正式試合となる(1)～(3)のケースで、同点の場合およびイニングの途中、そのイニングが終了する前にそのイニングでビジティング（先攻）チームが逆転したとき、またはその逆転されたホーム（後攻）チームが再び逆転できないままで打ち切られた場合は、試合は終了せずに「サスペンデッドゲーム」となる旨が加えられました。

【注1】として、我が国では「ノーゲーム」を宣告することができる記述となっていますが、これは我が国のプロ野球およびアマチュア野球の大学野球等では、従来通り、正式試合となる前に打ち切られた場合は「ノーゲーム」としているためとなります。

また【注2】として、本項に関する取り扱いについて、現行の【注】で記載されているとおり、我が国では所属する団体の規定に従うこととなります。

(12) 7.01(e) および(f) を削除する。

従来の規則7.01(e)には、正式試合となる前に試合が打ち切られた場合は原則として、「ノーゲーム」とする記述、および規則7.01(f)には、正式試合となっているサスペンデッドゲームの雨天引換券を発行しないとする記述の2つの項目が、今回の改正によって削除されました。正式試合となる前に試合が打ち切られた場合、「ノーゲーム」とはせずに「サスペンデッドゲーム」とすることになりますので、この規則が不要になったものと考えられます。

(13) 従来の7.01(g)を(e)とし、同(4)を次のように改めるとともに、【注】についても次のように改め（下線部を追加）、「サスペンデッドゲームとしないで、」を削除する。

(4) コールドゲームが宣告された正式試合の得点は、試合終了時の両チームの総得点をもって、その試合の勝敗を決する。

【注】 我が国では、正式試合となった後のある回の途中で球審もしくはリーグ事務局がコールドゲームを宣告したとき、次に該当する場合は、両チームが完了した最終均等回の総得点でその試合の勝敗を決することとする。

従来の規則 7. 0 1 (e) および 7. 0 1 (f) が削除され、従来の規則 7. 0 1 (g) が 7. 0 1 (e) に繰り上げられました。また末尾の【注】についても、7. 0 1 (a) (2) の内容と同様、リーグ事務局も試合を打ち切ることができる権限が与えられたことから、上記のように文言が加えられました。

また、【注】では、本文はこの後に①および②のケースとして、コールドゲームが宣告されたときの勝敗に関する我が国での特例を述べているため、あえて「サスペンデッドゲームとしないで」の文言も必要ないとの判断から、削除することとなりました。

(14) 7. 0 2 を次のように改める。

(a) ポストポンドゲーム（開始前に中止、延期された試合）やサスペンデッドゲーム（以下の状況で打ち切られた試合）は、開始または再開して完了できるよう、直ちに予定されなければならない。

(1) 正式試合となる前。

(2) 両チームの得点が等しい。

(3) イニングの途中で、そのイニングが終了する前に、ビジティングチームが 1 点またはそれ以上の得点をして、同点またはリードを奪ったが、ホームチームがリードを奪い返していない。

(b) ポストポンドゲームおよびサスペンデッドゲームは、両クラブ間で予定されているシーズン中（すなわち、両クラブ間で次に予定されている試合の前）に、できれば同じ球場で、両クラブの試合のない日に開始または再開して完了できるよう、直ちに予定されなければならない。

(c) ポストポンドゲームおよびサスペンデッドゲームが、シーズン中に完了する予定が立たない場合、またはシーズン中に実施可能な選択肢が片方もしくは両方のチームに過度の負担を及ぼす場合、リーグ事務局は、関連するすべての要素を考慮して、シーズンの完了後を含めて、試合を行なうか決定する。

(d) サスペンデッドゲームが、シーズン中に再開されなかった場合、その試合がコールドゲームを宣告された時点ですでに正式試合となる回数が行なわれていたときは、次のようになる。

(1) コールドゲームが宣告された時点でリードしているチームの勝ちとなる。

(2) コールドゲームが宣告された時点で得点が同点であった場合、その試合はタイゲームとなる

ただし、(1) および (2) にかかわらず、イニングの途中で、そのイニングが終了する前にコールドゲームが宣告され、ビジティングチームが

1点もしくはそれ以上の得点でリードを奪うかまたは同点に追いつき、ホームチームがリードを奪い返すか再び同点に追いつくことができなかった場合、両チームが完了した最終均等回の総得点で勝敗を決する。

(e) ポストポンドゲームがシーズン中に再び予定されなかった場合、またはサスペンデッドゲームがシーズン中に再開されなかった場合であって、その試合がコールドゲームを宣告された時点で正式試合となる回数が行なわれていなかったとき、その試合は「ノーゲーム」となり、いかなる目的においても試合としてカウントされない。

(a) については、ポストポンドゲーム（開始前に中止、延期された試合）および3つの条件のいずれかで試合が打ち切られた場合はサスペンデッドゲームとなる旨の記述に整理されました。

(b) の内容については、規則 7. 0 2 (a) に該当する完了できなかった試合の実施日について定めた内容が記述されており、再開される試合は両チーム間でシーズン中に可能であれば、次の両チーム間の試合の前に予定していた同じ球場で実施することが望ましいとされています。

(c) の内容については、上記の規則 7. 0 2 (b) に則り、結局両チーム間で予定が決められなかった場合、リーグ事務局がその試合の実施可否を最終的に判断することを規定したものとされます。

(d) の内容については、サスペンデッドゲームがシーズン中に再開されず、その試合の取り扱いを規定したものとされます。打ち切られた時点において正式試合となっている場合では、得点の多いチームが勝ち、同点の場合はタイゲーム（引き分け）、例外として打ち切ったイニングに表の攻撃で同点または逆転して、裏の攻撃で再逆転するか同点に追いつくことができなかった場合は最終均等回（そのイニングの前の時点での両チームの総得点）で勝敗を決めることとなります。

(e) の内容については、上記 (d) とは異なり、まだ正式試合となる前の時点で打ち切られたサスペンデッドゲームが、再開されなかった場合やポストポンドゲームが改めて予定されなかった場合に関する規定をしたものであり、この試合は「ノーゲーム」となります。

なお、高校野球ではサスペンデッドゲームは採用しておらず、「継続試合の取り扱い」（高校野球特別規則 22）に変更はありません。

(15) 従来の 7. 0 2 (c) を (f) とし、本文および【原注】の「続行試合」を「継続試合」に改める。また、【注】を【7. 0 2 注】として「サスペンデッドゲームについては、」を削除する。

「再開する試合にあたって出場できる選手についての規定」が示されており、これらの記述が 7. 0 2 (f) に繰り下げられました。記載内容の改正はありませんが、本文および末尾の【原注】で表記されている「続行試合」という文言を「継続試合」に改められました。

末尾の【注】ですが、我が国の各団体での取り扱いが異なっていますので、規則 7. 0 2 全体に係るものとして【7. 0 2 注】としています。

- (16) 9. 01の「メジャーリーグではコミッショナー事務局、マイナーリーグでは各リーグ事務局」を「リーグ事務局」に改め、第6段落の「メジャーリーグの」、第7段落の「マイナーリーグのプレーヤーまたはクラブは、リーグの規則に基づいて、各リーグ事務局に記録員の決定を見直すように要求することができる。」を削除する。

昨年の公認野球規則の改正により、「the office of the commissioner」を「リーグ事務局」という表現に統一、またマイナーリーグに関する内容を削除することとしたため、単に「リーグ事務局」と表記することとなりました。また、第6段落および第7段落の記述については、「マイナーリーグ」に関する内容の削除によるものです。

- (17) 【9. 22注】を次のように改める。(下線部を追加)

我が国のプロ野球では、「組まれている試合総数」を「行なった試合数」に、「マイナーリーグ」を「イースタン・リーグおよびウエスタン・リーグ」に置きかえて適用する。数の算出にあたり、端数は本条(a)(b)各〔原注〕に準ずる。

規則9. 22においては、我が国のプロ野球でも各プレーヤーの公式記録を基に本項の基準を引用しており、ファーム公式戦においては、本項に表記された「マイナーリーグ」に関する規定をそのまま採用する形となっています。従って、「マイナーリーグ」に関する内容の記述も現行のままで、上記の【9. 22注】に関する文言においても、ファーム公式戦に関する取り扱いの記述を追加したものとなります。

- (18) 定義14 「コールドゲーム」を次のように改める。(下線部を追加)

どのような理由にせよ、球審もしくはリーグ事務局が、その試合の完了する前に打ち切りを命じた試合である。

7. 01(a)(2)改正のとおり、試合の打ち切りを命じることができる権限を球審だけでなく、リーグ事務局も加える旨の文言が追加されました。

- (19) 定義63 POSTPONED GAME 「ポストポンドゲーム」を追加し、以下を繰り下げる。

どのような理由にせよ、予定された日に開始できず、延期された試合である。

規則7. 02の中で多く表現されている「ポストポンドゲーム」について、新たな定義の1つとして公認野球規則に加えられることとなりました。